

申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内 (玉東町は8月10日まで)

申請から給付までの流れ (郵送)

1. 市区町村から申請書が届く
2. 郵送で申請する
 - ① 申請書の振込先口座欄に振込先口座を記入
 - ② 振込先口座の確認書類と本人確認書類を準備
 - ③ 申請書と振込口座確認書類、本人確認書類の3点を住民票所在の市区町村へ郵送
3. 給付対象者1人につき10万円が指定の銀行口座に振り込まれます

表面

特別定額給付金申請書 (様式1)

申請日 令和2年5月25日
令和2年4月27日時点の住民票所在の市区町村 玉東 市区町村長 玉東 市区町村長

1 申請する日と自治体名を記入。

〇世帯主(申請・受給者)
氏名 ギョウトウ カズオ 現住所 玉東町木葉759 生年月日 明治42年(昭和17)年7月8日
署名(又は記名押印) 玉東 和興 印 日中に連絡可能な電話番号 090.1234.5678

2 世帯主の署名と電話番号、年月日を記入し、押印。

3 給付対象者(下記の記載内容をご確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

氏名	続柄	生年月日	給付金の受給を希望されない方はチェック欄(□)に×印を御記入ください
1 玉東 和男	世帯主	昭和56年7月8日	<input type="checkbox"/>
2 玉東 良子	妻	平成2年3月4日	<input type="checkbox"/>
3 玉東 真理	子	令和元年5月6日	<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/>
合計金額	300,000円		

4 受取方法 (希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に「し」を入れて、必要事項を御記入ください。)

□ A 指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給者)又はその代理人の口座に限り、)への振込を希望の口座が当市区町村の水送料、住民税等の引落し、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、世帯主(申請・受給者)の名義である場合にこの場合は送金やキャッシュカードのコピーを添付する必要があります。また、当該口座の確認について、水道部、税務局等に照会を行うことを承諾します。(希望する口座) 水送料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口

5 給付金の受取口座を記入。

受取口座記入欄(長期間出入金のない口座を記入してください。)

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号	(フリガナ)口座名義
1 銀行	2 支店	3 本支店	4 口座番号	5 口座名義
6 郵便局	7 支店	8 本支店	9 口座番号	10 口座名義

6 代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)に御記入ください。

オンラインで申請する場合

1. マイナポータルへアクセス (パソコン・スマートフォン)
2. マイナポータルで申請
 - ① お住いの市区町村を選択
 - ② 特別定額給付金の申請を選択
 - ③ 必要事項を入力
 - ④ 振込先口座の確認書類をアップロード
 - ⑤ 電子署名を付与して送信する
3. 給付対象者1人について10万円が指定の銀行口座に振り込まれます

オンライン申請に必要なもの

- 申請者(世帯主)のマイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマホ (またはPC+ICカードリーダー)
- マイナポータルAPの検索、インストール
- マイナンバー取得時に設定した暗証番号(英数字6~16桁) ※署名用電子証明書の暗証番号です。
- 振込口座の確認書類

裏面

6 代理人が給付申請を行う場合のみ記入。

7 申請者本人確認書類の写しを貼り付け。

8 振込先金融機関口座確認書類の写しを貼り付け。

9 チェックリストを記入。

申請書裏面

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人	代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治42年(昭和17)年7月8日	

上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の「申請・請求」「受給」を委任します。法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

申請者本人確認書類の写しを貼り付け

振込先金融機関口座確認書類の写しを貼り付け

通帳(口座番号が書かれた部分)のコピーまたはキャッシュカードのコピー 等

チェックリスト (以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄(□)に「し」を入れてください。)

- ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。



西野だいすけ通信

新型コロナウイルス感染症関連臨時号 (第14号)

2・3面 (中面)

新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう支援策をまとめました。

皆さま、こんにちは。2017年衆院選候補者(熊本2区・落選)の西野だいすけです。新型コロナウイルス感染症に関しましては、数か月に渡り、感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、本当にありがとうございます。また、多くの方が、様々な面で不利益を被っておられると存じます。そのため、政府は、117兆円(財政支出48兆円)の経済対策を講じておるところでございます。このような未曾有の危機におきましては、本来であれば、もっと大胆な対策が必要なおるところでございますが(現在、政府・与党において経済対策第2弾を検討中)、少なくとも、現時点でのメニューは最大限に活用していただき、生活再建・事業再建の一助としていただきたく存じます。

私は、現職ではありませんので、今は、自分の考えや皆さまの思いを実現できる立場にありません。しかし、この悔しさ・もどかしさを糧に、精進を重ね、現職となった際には、今般の、新型コロナウイルス感染症への対応を進める中で見えてきた中長期的な課題も含め、新しい時代の国創り・ふるさと創りに邁進する覚悟です。そのためにも、皆さまからの力強いご支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、熊本県では緊急事態宣言は解除されましたが(5月14日時点)、新型コロナウイルス感染症が完全に収束したわけではありません。十分お気を付けて、日々をお過ごしください。

西野 太亮

3つの「密」を避けましょう!

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

西野だいすけプロフィール

昭和53年9月22日、熊本県飽託郡飽田町砂原(現・熊本市南区)生まれ。熊本県立熊本高校、東京大学法学部卒業。平成15年財務省入省。米国コロンビア大学公共政策大学院修了後、復興庁参事官補佐、主計局主査などを経て、平成28年4月、財務省退官。平成29年10月、第48回衆議院議員総選挙に熊本2区から出馬。62,575票を得るも、落選。現在、次なる戦いに向けて、精力的に活動中。

討議資料

西野だいすけ通信 臨時号 (第14号)

令和2年5月発行

【熊本事務所】熊本市南区田迎5-1-30 【玉名事務所】玉名市中1675-1 (1階裏口)
TEL) 096-379-6079
FAX) 096-273-8506
E-mail) info@daisukenishino.com



西野だいすけの選挙区 (熊本2区)

熊本市 (西区・南区)、荒尾市、玉名市、玉名郡 (玉東町、和水町、南関町、長洲町)

個人

特別定額給付金

10万円

お問い合わせ

対象	すべての国民（所得制限なし）	特別定額給付金 コールセンター
申請方法	オンライン申請方式／郵送方式	0120-260-020
給付時期	5月以降順次	9:00～20:00（土日祝含む）

子育て世帯特別給付金 （子供1人／1回限り）

1万円

お問い合わせ

対象	児童手当を受給している世帯	玉東町役場町民福祉課
給付時期	6月の児童手当に上乘せ	0968-85-3183
		8:30～17:15（土日祝除く）

住居確保給付金

3カ月から最長9カ月、一定額を上限に家賃を支給

0968-85-3150
10:00～16:00（土日祝除く）

お問い合わせ	玉東町社会福祉協議会
--------	------------

主に失業者への 総合支援資金

無利子 60万円まで

单身 月15万円以内
2人以上 月20万円以内
原則3カ月、最長12カ月

対象	収入減や失業により生活維持が困難な世帯
返す期限	10年以内 ※返済時の所得状況に応じて免除可能

主に休業者への 緊急小口資金

無利子 10or20万円

対象	休業等により収入の減少があり、貸付を必要とする世帯
内容	子供の休校により休業し、生活費を要する方に20万円 その他の場合に10万円
返す期限	2年以内（最大1年返済猶予） ※返済時の所得状況に応じて免除可能

申込先	玉東町社会福祉協議会	0968-85-3150 10:00～16:00（土日祝除く）
お問い合わせ	全国共通相談ダイヤル	0120-46-1999 9:00～21:00（土日祝含む）

事業主（個人事業主・フリーランスを含む）

5月25日時点

持続化給付金

個人事業主 最大100万円
中小企業 最大200万円

お問い合わせ

対象	売上が前年同月比5割以上減少	持続化給付金事業 コールセンター
給付額	前年総売上－（減少月の売上×12）	0120-115-570
申請方法	5月1日よりオンライン申請	8:30～19:00（土日祝含む）

雇用調整助成金

上限8,330円/人
×休業日数

お問い合わせ

対象	売上が5%以上減少。一時的な休業等により労働者の雇用維持を図った場合	熊本労働局職業対策課
助成額	上限8,330円/人×休業日数	096-312-0086
		8:30～17:00（土日祝除く）

小学校休業等対応助成金

日額8,330円/人×休暇取得日数

お問い合わせ

対象	小学校の休校等により労働者に有給の休暇を取得させた事業主	厚生労働省相談センター 0120-60-3999 9:00～21:00（土日祝含む）
助成額	有給休暇取得者に支払った賃金 上限8,330円/人×休暇取得日数	

小学校休業等対応支援金

日額4,110円

対象	小学校の休校等により契約していた仕事ができなくなった
支援額	日額4,100円×働けなかった日数

特別家賃支援給付金

家賃の2/3を給付（月の家賃が75万円まで）
家賃の1/3を給付（月の家賃が75万円を超える）最大100万円
1カ月の売上が5割減少 or
3カ月の売上平均が3割減少
（※現在、政府与党で検討中）
期間 6カ月

休業要請協力金

10万円

お問い合わせ

対象	熊本県の休業要請に応じた事業主 中小企業、個人事業主	熊本県商工政策課 休業要請協力金相談専用窓口 096-333-2828 8:30～19:00（土日祝含む）
事業継続支援金	個人事業主 最大10万円 中小企業 最大20万円 売上が前年同月比3割～5割減少 前年総売上－（減少月の売上×12）	

小規模事業者持続化 補助金（特別枠）

100万円を上限に
経費の2/3まで補助

お問い合わせ

対象	顧客への製品供給を継続するための設備投資や製品開発、非対面・遠隔でサービス提供するための設備投資	中小企業基盤整備機構 生産性改革推進室 03-6459-0866 9:30～17:30（土日祝除く）
申請方法	郵送またはオンライン申請	

日本政策金融公庫・商工中金による 実質無利子無担保融資

個人事業主 最大6,000万円（利子補給額 上限3,000万円）
中小企業 最大3億円（利子補給額 上限1億円）

対象	個人事業主 売上5%減⇒当初3年間は実質無利子 中小企業 売上5%減⇒当初3年間0.21%まで利下げ（限度額1億） 売上20%減⇒当初3年間は実質無利子
融資期間	設備20年以内、運転15年以内（据置5年以内）

民間金融機関による 実質無利子無担保融資

最大3,000万円 県の制度融資を活用し
民間金融機関で実施

対象	個人事業主 5%減⇒保証料ゼロ・金利ゼロ 中小企業 15%減⇒保証料ゼロ・金利ゼロ、5%減⇒保証料1/2 （当初3年間は利子補給期間とする）
融資期間	10年以内（据置5年以内）※5月1日より受付

金融円滑化特別資金 （セーフティネット保証4号 ／危機関連保証）

最大8,000万円 保証料率の利用者負担を
県が全額補助

お問い合わせ	玉東町商工会（0968-85-2174）、取扱金融機関
--------	-----------------------------

受け取る

借りる

減免・免除

猶予等

受け取る

借りる

（個人・事業主 共通）

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の減免等	一定程度収入が下がった方	玉東町役場の担当課
国民年金保険料の免除の特例	所得が相当程度下がった方	玉名年金事務所
テレワークのために行う設備投資税制 中小企業経営強化税制の拡大	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する機械装置、工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア	中小企業庁
固定資産税・都市計画税をゼロまたは1/2に軽減	中小事業者等の償却資産と事業用家屋の令和3年度分の固定資産税と都市計画税	中小企業庁、市町村

無担保・延滞税なし 納税1年間猶予	所得税、住民税、固定資産税など（個人） 消費税、法人税、固定資産税など（企業）
収入前年同期に比べ約20%以上減少し、一時の納税が困難と認められる場合	玉名税務署 0968-72-2125 玉東町役場税務課 0968-85-3184
住宅ローン減税対象期間の延長	
厚生年金保険料等の納付猶予の特例	最寄りの年金事務所や健康保険組合へ
収入が前年同期に比べ約20%以上減少	
大学等への学費の納付猶予や減免等について要請	各大学等の相談窓口へ